

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成27年6月30日（平成27年（行情）諮問第407号）

答申日：平成28年5月18日（平成28年度（行情）答申第57号）

事件名：「和解・調停の留意事項」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

和解・調停の留意事項（第2版）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月31日付法務省訟民第277号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

本件部分開示決定は法5条5号及び6号を理由とするものである。

しかし、具体的にいかなる理由により不開示情報に該当するかが分からないから、これを明らかにしてもらうために異議申立てをする。

（2）意見書

ア 法5条5号に該当しないこと

（ア）一般論としての、訴訟対応方針に関する情報等が開示されたとしても、率直な意見の交換等が損なわれるとはいえない。

（イ）本件文書が開示された場合、国等の訴訟対応方針等が正確に理解されることになるのであるから、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれはないといえる。

（ウ）改訂の際の自由かつ率直な協議検討が不当に損なわれるおそれがある部分については法5条5号の不開示情報に該当するのであるから、本件文書の開示によってそのような弊害が生じるとはいえない。

イ 法5条6号口に該当しないこと

- (ア) 国等の訴訟対応方針等のいずれかが開示されただけで、国等の当事者としての地位が害されるとはいえない。
- (イ) 本件文書が開示された場合、国等の訴訟対応方針等が正確に理解されることになるのであるから、個々の訴訟に対する国等の適切な対応を困難にさせるおそれはない。
- (ウ) 国等の訴訟対応方針等のうち、真に不開示情報に該当するものについては不開示とされるのであるから、本件文書の開示によって、訟務事務従事職員が訴訟を担当する際の執務資料として不十分ものにせざるを得なくなるおそれはない。
- (エ) 平成18年度（行情）答申第480号は、特定訴訟に係るメモ等の不開示決定に関する件であって、本件とは事案を全く異にするといえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 意見の趣旨

異議申立てに係る本件部分開示決定は正当である。

(2) 意見の理由

ア 異議申立てに係る経緯及びその趣旨について

(ア) 本件開示請求の内容について

本件開示請求は、異議申立人である開示請求者から、「和解・調停の留意事項（最新版）」と特定された行政文書の開示請求であるところ、現在法務省において「組織的に用いるものとして、・・・保有している」和解・調停の留意事項の最新版は第2版であることから、「和解・調停の留意事項（第2版）」を特定したものである。

(イ) 本件部分開示決定の経緯について

本件開示請求に対し、法11条を適用して、平成26年6月17日までに可能な部分について開示決定等をし、残りの部分については、平成27年4月17日までに開示決定等をする事とし、本件対象文書については同年3月31日付けで本件部分開示決定をしたものである。

(ウ) 異議申立ての趣旨について

異議申立人は、異議申立ての理由として本件部分開示決定の不開示の理由が具体的でない旨主張している。

しかしながら、以下に述べるとおり、不開示の理由の記載として具体性に欠けるところはなく、また、本件部分開示決定において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）が法5条5号

及び6号口に該当することは明らかであるから、本件部分開示決定は正当である。

イ 不開示の理由の記載に不備はないこと

本件部分開示決定の不開示の理由欄には、不開示事由の何に該当するかをその根拠条項とともに記載している。

部分開示決定は開示請求に対する一部拒否処分に当たるところ、拒否処分には理由の提示を要する（行政手続法8条1項本文）。これは、不開示理由の有無について行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意的な判断を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによってその不服申立てに便宜を与える趣旨とされる（最高裁昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1ページ，最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決・判例時報1453号116ページ参照）。そして、開示請求に対する拒否処分では、不開示情報の内容を明らかにできないことから、その理由の提示は、どのような根拠により不開示事由のどれに該当するかを記載すれば足りるとされる（前掲最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決，平成21年度（独情）答申第37号参照）。

本件部分開示決定の不開示の理由には、どのような根拠により不開示事由のどれに該当するかを記載しており、開示請求に対する拒否処分の理由の記載として具体性に欠けるところはない。

ウ 本件不開示部分が法5条5号及び6号口に該当すること

(ア) 本件対象文書について

本件対象文書は、訟務資料として保有している文書である。訟務資料は、国の利害に関係のある争訟について、国の立場から裁判所に対して申立てや主張立証などの活動を統一的、一元的に行うため、法務省訟務局、法務局及び地方法務局において訟務事務に従事する職員が民事訴訟を担当する際の執務資料として、法務省訟務局民事訟務課において作成した訟務部局の内部資料である。そのため、訟務資料の使用は上記の訟務事務従事職員にのみ許され、法務局等の訟務事務従事職員以外の職員や行政庁の職員に配布されたことはなく、現在まで図書館等で一般の閲覧に供されるなどして公にされたこともない。また、訟務事務従事職員が異動等で訟務事務に従事しないこととなった場合、訟務資料の異動先への持ち出しが許されていないなど、厳格な管理がされている文書である。

(イ) 本件不開示部分が法5条5号及び6号口に該当すること

A 本件不開示部分について

本件不開示部分には、国等を当事者とする訴訟において、和解及び調停に関する訟務部局の見解及び当該見解を採用する理由、

和解及び調停を行うに当たっての留意事項，類型別に分類された事例に対する国等の和解条件等の和解及び調停に対する国等の対応方針等を決定していくための情報並びに国が統一的・一元的に訴訟を遂行するために必要な，訟務部局内部の具体的な協議・検討事項等や参考情報等が掲載された資料に関する情報が記載されている。

これらの情報は，国等が訴訟の遂行上取り得る手法である和解及び調停を行っていくに当たってのいわゆる手の内情報であって，一般に公にされることが予定されていないものである。

B 法5条5号に該当することについて

本件不開示部分には，上記のとおり，個々の和解及び調停に対する国等の対応方針等を決定していくために用いられる情報が記載されている。上記対応方針等は，本来，行政庁と訟務部局との協議検討の結果を踏まえて決定されるものであるところ，本件不開示部分を公にすることとなれば，行政庁と訟務部局との協議検討の際に本件不開示部分がどのように斟酌されて対応方針等が決定されたかが取り沙汰され，その結果，国等の訴訟対応方針等について一方的な評価や誤った推認，誤解を招きかねず，それによって，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。また，上記協議検討においては，個々の訴訟の個別具体的な諸事情を前提に自由に討議することが必要であるが，上記評価や推認，誤解をおもんばかって，訟務部局及び行政庁との自由かつ率直な協議の妨げとなり，今後の訴訟追行に重大な支障を及ぼすおそれがある。さらに，今後，対象文書を改訂する際には，それまでの判例及び裁判例の動向並びにそれまでに生じた法的問題点等についての検討結果等を踏まえて，本件不開示部分を協議検討すべきであるところ，本件不開示部分を公にすることとなれば，改訂の際の自由かつ率直な協議検討が不当に損なわれるおそれがあることから，本件不開示部分は，法5条5号に該当する。

C 法5条6号ロに該当することについて

訴訟は対立当事者それぞれの判断によって紛争を解決するために和解や調停による合意を行うことができるが，和解及び調停に対する対応方針等の決定のために用いられる手の内情報を公にすることは予定されていないところ，上記のとおり本件不開示部分は和解及び調停に対する国等の対応方針等に係る手の内情報であり，これを公にした結果，これが訴訟の相手方に伝わることとなれば，現に係属中の訴訟において国等の当事者とし

ての地位が害されることは明らかであるし、今後国等を被告として提起される訴訟において国側の手の内情報が訴訟手続を経ずに事前に訴訟の相手方に伝わっていることとなり、今後の訴訟においても国等の当事者としての地位が害されることにもなる（平成18年度（行情）答申第480号参照）。

また、仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、そこに記載された文言のみによって、あたかもそれが和解及び調停に対する国等の対応方針等であるかのように理解されたり、あるいは、これによって和解及び調停に対する国等の対応方針等が誤って推認されるなどして、和解及び調停に対する国等の対応方針等についての一方的な評価を招き、個々の具体的紛争等に対する国等の適切な対応を困難にさせるおそれもある。

さらに、和解及び調停に対する国等の対応方針等が公にされることとなれば、今後、本件対象文書を改訂する場合には、改訂後の対象文書の内容を、個々の訴訟における和解及び調停に対する国等の対応方針等を決定していくために用いられる情報を登載しないなど、訟務事務従事職員が訴訟を担当する際の執務資料としては不十分なものにせざるを得ないおそれがあり、その結果、個々の訴訟について国等の適切な対応を困難にさせるおそれもあることから、本件不開示部分は、法5条6号口にも該当する。

（3）結語

以上のとおりであるから、不開示の理由の記載に不備はなく、また、本件不開示部分は法5条5号及び6号口に該当するので、本件部分開示決定は正当である。

2 補充理由説明書

平成27年（行情）諮問第407号「和解・調停の留意事項」の一部開示決定に関する件につき、原処分の妥当性について、次のとおり、補充して説明する。

なお、略称は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

（1）各不開示部分の不開示情報該当性について

諮問庁は、理由説明書の第2の3（上記1（2）ウ）において、本件不開示部分が法5条5号及び6号口に該当する旨述べたところであるが、以下、不開示とした記載の各部分について、その理由を述べる。

ア 12ページ25行目から13ページ1行目まで、13ページ22行目から14ページ7行目まで及び14ページ16行目から20行目までの各不開示部分

当該部分には、事件の類型による和解の可否の検討に当たっての国

の考え方及び留意点が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

イ 14ページ22行目から15ページ9行目までの不開示部分

当該部分には、行政庁が和解に応じやすい場合についての国の考え方及び国内部の訴訟対応方針が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

ウ 15ページ11行目から16ページ21行目までの不開示部分

当該部分には、裁判所の和解勧誘に対する国内部の訴訟対応方針及び留意点が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

エ 16ページ23行目から17ページ23行目までの不開示部分

当該部分には、国側が和解勧試を求める場合における国内部の訴訟対応方針及び留意点が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

オ 17ページ25行目から最終行までの不開示部分

当該部分には、和解手続に入る場合における国内部の訴訟対応方針及び留意点が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

カ 18ページ3行目から25行目まで及び18ページ最終行から19ページ12行目の各不開示部分

当該部分には、和解期日における国内部の訴訟対応方針及び留意点が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5

条5号にも該当する。

キ 19ページ15行目から21行目までの不開示部分

当該部分には、和解方法の検討に当たる際の国内部の訴訟対応方針及び留意点が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

ク 19ページ23行目から20ページ6行目までの不開示部分

当該部分には、和解成立に当たって所管行政庁が行う賠償償還金の予算要求に関する国内部の実情及び留意点が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

ケ 20ページ8行目から13行目までの不開示部分

当該部分には、和解条項の部内決裁に関する国内部の実情及び留意点が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大き

な妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

コ 20ページ16行目から25行目まで及び20ページ最終行から21ページ17行目までの各不開示部分

当該部分には、調停についての国内部の訴訟対応方針及び留意点が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において調停に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号ロに該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

サ 21ページ21行目から23ページ3行目までの不開示部分

当該部分には、国有財産関係訴訟において、国有財産の売払いを内容とする和解に関し、国がどのような根拠に基づき、いかなる学説の立場に立つかの考え方や国内部の訴訟対応方針が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号ロに該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

シ 23ページ5行目から17行目までの不開示部分

当該部分には、国有財産関係訴訟において、境界確定請求事件の和解に関する国内部の訴訟対応方針及び留意点が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号ロに該当する（平成18年度（行情）

答申第480号参照)。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

ス 24ページ4行目から27ページ12行目までの不開示部分

当該部分には、国の債権に関する訴訟において、和解又は調停をする際の財務大臣に対する求意見に関する国内部における協議の要件及びその内容、留意点並びにこれらの検討状況等が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解又は調停に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号ロに該当する(平成18年度(行情)答申第480号参照)。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

セ 27ページ27行目から28ページ17行目までの不開示部分

当該部分には、国の債権に関する訴訟で和解をする場合の弁済方法及び納付場所に関する和解条項についての国の考え方及び留意点並びに国の債権に関する訴訟での和解に関して検討された事項等が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号ロに該当する(平成18年度(行情)答申第480号参照)。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

ソ 29ページ8行目から31ページ16行目まで、31ページ18行目から34ページ14行目まで、34ページ16行目から35ページ19行目まで及び35ページ21行目から37ページ1行目まで

の各不開示部分

当該部分には、国の債務に関する訴訟における和解条項につき、個別条項ごとに具体的問題点やそれに対する国の考え方及び留意点等が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号ロに該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

タ 37ページ4行目から38ページ4行目まで及び38ページ6行目から40ページ10行目までの各不開示部分

当該部分には、租税関係訴訟における和解についての具体的問題点やそれに対する国の考え方、対応方針及び留意点等が記載されており、これは国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号ロに該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

チ 43ページ4行目から26行目まで、44ページ1行目から5行目まで及び44ページ7行目から8行目までの各不開示部分

当該部分には、和解及び調停において、精神条項を設ける場合の国の考え方や留意事項を踏まえた具体的な和解条項例が記載されており、これらは一般的に公にされている情報ではなく、飽くまでも国を当事者とする訴訟において和解及び調停に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するお

それがあつたため、法5条6号口に該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

ツ 44ページ12行目から46ページ最終行までの不開示部分

当該部分には、国等が行った和解事例のうち、特異・特殊なものと位置づけられる具体的事例を挙げ、その事例ごとに国の考え方や留意点等が記載されており、これらは国がどのような事例について特異・特殊なものと位置づけ、どのような条件・内容で和解に応じるのかが明らかになるものであることから、これらの不開示部分は国を当事者とする訴訟において和解に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であつて、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また、これを公にすると、所管行政庁と訟務部局が、今後の訴訟において、内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり、今後、内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、法5条5号にも該当する。

テ 47ページ9行目から21行目まで、48ページ2行目から24行目まで、49ページ1行目から22行目まで、49ページ26行目から50ページ13行目まで、50ページ18行目から51ページ15行目まで、51ページ20行目から52ページ14行目まで、52ページ18行目から53ページ12行目まで、53ページ17行目から55ページ24行目まで、56ページ1行目から57ページ11行目まで、57ページ17行目から58ページ3行目まで、58ページ8行目から59ページ3行目まで及び59ページ8行目から60ページ19行目までの各不開示部分

当該部分には、実際に和解等が成立した事例の内容及びそれらの和解内容等に関する国の考え方や留意点等が記載されており、これらは国がどのような事例において、どのような条件・内容で和解に応じているかが明らかになるものであることから、これらの各不開示部分は国を当事者とする訴訟において和解等に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり、こうした情報は、争訟に係る事務に関する情報であつて、これを公にすることに

より，争訟に係る事務に関し，国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため，法5条6号口に該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また，これを公にすると，所管行政庁と訟務部局が，今後の訴訟において，内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり，今後，内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり，意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから，法5条5号にも該当する。

ト 60ページ21行目から61ページ7行目までの不開示部分

当該部分には，医療過誤訴訟において，和解等を行う際の留意点が記載されており，これは国を当事者とする訴訟において和解等に対する国の対応方針を決定していくために用いられる手の内情報であり，こうした情報は，争訟に係る事務に関する情報であって，これを公にすることにより，争訟に係る事務に関し，国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため，法5条6号口に該当する（平成18年度（行情）答申第480号参照）。また，これを公にすると，所管行政庁と訟務部局が，今後の訴訟において，内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が推認されることとなり，今後，内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり，意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから，法5条5号にも該当する。

ナ 61ページ11行目から62ページ11行目まで，62ページ15行目から63ページ10行目まで，63ページ15行目から64ページ16行目まで，64ページ22行目から65ページ22行目まで，65ページ26行目から66ページ21行目まで，66ページ26行目から68ページ15行目まで，68ページ20行目から70ページ22行目まで，71ページ1行目から72ページ22行目まで，72ページ26行目から73ページ最終行まで，74ページ5行目から75ページ21行目まで，75ページ25行目から76ページ21行目まで，76ページ25行目から77ページ最終行まで，78ページ6行目から79ページ2行目まで，79ページ6行目から80ページ1行目まで，80ページ5行目から81ページ9行目まで，81ページ13行目から82ページ2行目まで，82ページ7行目から83ページ最終行まで，84ページ4行目から85ページ12行目まで，85ページ16行目から87ページ12行目まで，87ページ16行目から89ページ16行目まで，89ページ20行目から91ページ2行目まで，91ページ6行目から最終行まで，92ページ5行目から93ページ5行目まで，93ページ

11行目から94ページ14行目まで, 94ページ18行目から95ページ11行目まで, 95ページ15行目から96ページ22行目まで, 97ページ1行目から最終行まで, 98ページ4行目から25行目まで, 99ページ3行目から最終行まで, 100ページ4行目から26行目まで, 101ページ3行目から102ページ2行目まで, 102ページ7行目から最終行まで, 103ページ4行目から24行目まで, 104ページ3行目から105ページ22行目まで, 105ページ26行目から106ページ16行目まで, 106ページ21行目から108ページ11行目まで, 108ページ15行目から109ページ15行目まで, 109ページ20行目から111ページ13行目まで, 111ページ18行目から112ページ10行目まで, 112ページ15行目から113ページ10行目まで, 113ページ15行目から114ページ5行目まで, 114ページ10行目から115ページ15行目まで, 115ページ19行目から116ページ12行目まで, 116ページ16行目から117ページ16行目まで, 117ページ20行目から119ページ1行目まで, 119ページ6行目から120ページ4行目まで, 120ページ9行目から121ページ4行目まで, 121ページ8行目から25行目まで, 122ページ4行目から123ページ9行目まで, 123ページ14行目から125ページ3行目まで, 125ページ7行目から127ページ13行目まで, 127ページ17行目から128ページ8行目まで, 128ページ13行目から129ページ10行目まで, 129ページ15行目から130ページ14行目まで, 130ページ18行目から131ページ15行目まで, 131ページ19行目から132ページ15行目まで, 132ページ19行目から134ページ9行目まで, 134ページ13行目から135ページ9行目まで, 135ページ13行目から136ページ12行目まで, 136ページ17行目から137ページ7行目まで, 137ページ11行目から139ページ最終行まで, 140ページ5行目から141ページ2行目まで, 141ページ6行目から25行目まで, 142ページ4行目から144ページ2行目まで, 144ページ7行目から145ページ18行目まで, 145ページ22行目から146ページ最終行まで, 147ページ4行目から148ページ2行目まで, 148ページ7行目から149ページ16行目まで, 149ページ20行目から150ページ9行目まで, 150ページ14行目から151ページ9行目まで, 151ページ13行目から152ページ16行目まで, 152ページ23行目から154ページ最終行まで, 155ページ5行目から157ページ2

0行目まで、157ページ25行目から160ページ7行目まで、
160ページ11行目から161ページ14行目まで、161ページ
19行目から163ページ11行目まで、163ページ19行目
から165ページ18行目まで、165ページ24行目から166
ページ18行目まで、167ページ1行目から168ページ9行目
まで、168ページ14行目から170ページ17行目まで、17
0ページ22行目から171ページ21行目まで及び171ページ
最終行から173ページ最終行までの各不開示部分

上記テと同一の理由により、法5条5号及び6号口に該当する。

なお、106ページ21行目の不開示部分は、法5条5号及び6号
口に該当しないことから、開示することとする。

(2) 類似書籍等について

類似書籍等については、市販されているものは見当たらず、法務図書
館の所蔵図書においても見当たらない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------------------------|
| ① | 平成27年6月30日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月13日 | 審議 |
| ④ | 同月15日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年9月1日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年12月21日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 平成28年3月18日 | 審議 |
| ⑧ | 同年4月12日 | 委員の交代による所要の手続の実施並
びに本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑨ | 同年5月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、和解・調停の留意事項（第2版）である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部を法5条5号及び6号口に
該当するとして不開示とする決定を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問
庁は、本件不開示部分のうち、上記第3の2（1）ナのとおり、106ペ
ージ21行目の不開示部分を新たに開示することとしているが、その余の
部分（別紙の1に掲げる部分。以下「本件不開示維持部分」という。）に
ついては、法5条5号及び6号口に該当するとし、不開示とすることが妥
当としているから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示
維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件不開示維持部分のうち、別紙の2に掲げる部分については、訴訟の内容に関わらない一般的な注意事項に関する記載、法令の規定から明らかな記載、市販書籍によって既に明らかになっている内容に関する記載等にすぎず、これを公にしても、自由で率直な意見交換を行うことの妨げとなり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはなく、また、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれもないことから、法5条5号及び6号口のいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分については、和解等に対する処理方針や訟務部局の見解、和解等を行うに当たっての留意事項等が具体的に記載されており、これを公にした場合、国等が訴訟を遂行するに当たっての体制や訟務部局の着眼点等が明らかとなり、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、法5条6号口に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号及び6号口に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の2に掲げる部分は同条5号及び6号口のいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同号口に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件不開示維持部分

12ページ25行目から13ページ1行目まで、13ページ22行目から14ページ7行目まで、14ページ16行目から20行目まで、14ページ22行目から15ページ9行目まで、15ページ11行目から16ページ21行目まで、16ページ23行目から17ページ23行目まで、17ページ25行目から28行目まで、18ページ3行目から25行目まで、18ページ27行目から19ページ12行目まで、19ページ15行目から21行目まで、19ページ23行目から20ページ6行目まで、20ページ8行目から13行目まで、20ページ16行目から25行目まで、20ページ27行目から21ページ17行目まで、21ページ21行目から23ページ3行目まで、23ページ5行目から17行目まで、24ページ4行目から27ページ12行目まで、27ページ27行目から28ページ17行目まで、29ページ8行目から31ページ16行目まで、31ページ18行目から34ページ14行目まで、34ページ16行目から35ページ19行目まで、35ページ21行目から37ページ1行目まで、37ページ4行目から38ページ4行目まで、38ページ6行目から40ページ10行目まで、43ページ4行目から26行目まで、44ページ1行目から5行目まで、44ページ7行目及び8行目、44ページ12行目から46ページ9行目まで、47ページ9行目から21行目まで、48ページ2行目から24行目まで、49ページ1行目から22行目まで、49ページ26行目から50ページ13行目まで、50ページ18行目から51ページ15行目まで、51ページ20行目から52ページ14行目まで、52ページ18行目から53ページ12行目まで、53ページ17行目から55ページ24行目まで、56ページ1行目から57ページ11行目まで、57ページ17行目から58ページ3行目まで、58ページ8行目から59ページ3行目まで、59ページ8行目から60ページ19行目まで、60ページ21行目から61ページ7行目まで、61ページ11行目から62ページ11行目まで、62ページ15行目から63ページ10行目まで、63ページ15行目から64ページ16行目まで、64ページ22行目から65ページ22行目まで、65ページ26行目から66ページ21行目まで、66ページ26行目から68ページ15行目まで、68ページ20行目から70ページ22行目まで、71ページ1行目から72ページ22行目まで、72ページ26行目から73ページ27行目まで、74ページ5行目から75ページ21行目まで、75ページ25行目から76ページ21行目まで、76ページ25行目から77ページ27行目まで、78ページ6行目から79ページ2行目まで、79ページ6行目から80ページ1行目まで、80ページ5行目から81ページ9行目まで、81ページ13

行目から82ページ2行目まで, 82ページ7行目から83ページ28行目まで, 84ページ4行目から85ページ12行目まで, 85ページ16行目から87ページ12行目まで, 87ページ16行目から89ページ16行目まで, 89ページ20行目から91ページ2行目まで, 91ページ6行目から26行目まで, 92ページ5行目から93ページ5行目まで, 93ページ11行目から94ページ14行目まで, 94ページ18行目から95ページ11行目まで, 95ページ15行目から96ページ22行目まで, 97ページ1行目から28行目まで, 98ページ4行目から25行目まで, 99ページ3行目から27行目まで, 100ページ4行目から26行目まで, 101ページ3行目から102ページ2行目まで, 102ページ7行目から26行目まで, 103ページ4行目から24行目まで, 104ページ3行目から105ページ22行目まで, 105ページ26行目から106ページ16行目まで, 106ページ22行目から108ページ11行目まで, 108ページ15行目から109ページ15行目まで, 109ページ20行目から111ページ13行目まで, 111ページ18行目から112ページ10行目まで, 112ページ15行目から113ページ10行目まで, 113ページ15行目から114ページ5行目まで, 114ページ10行目から115ページ15行目まで, 115ページ19行目から116ページ12行目まで, 116ページ16行目から117ページ16行目まで, 117ページ20行目から119ページ1行目まで, 119ページ6行目から120ページ4行目まで, 120ページ9行目から121ページ4行目まで, 121ページ8行目から25行目まで, 122ページ4行目から123ページ9行目まで, 123ページ14行目から125ページ3行目まで, 125ページ7行目から127ページ13行目まで, 127ページ17行目から128ページ8行目まで, 128ページ13行目から129ページ10行目まで, 129ページ15行目から130ページ14行目まで, 130ページ18行目から131ページ15行目まで, 131ページ19行目から132ページ15行目まで, 132ページ19行目から134ページ9行目まで, 134ページ13行目から135ページ9行目まで, 135ページ13行目から136ページ12行目まで, 136ページ17行目から137ページ7行目まで, 137ページ11行目から139ページ28行目まで, 140ページ5行目から141ページ2行目まで, 141ページ6行目から25行目まで, 142ページ4行目から144ページ2行目まで, 144ページ7行目から145ページ18行目まで, 145ページ22行目から146ページ27行目まで, 147ページ4行目から148ページ2行目まで, 148ページ7行目から149ページ16行目まで, 149ページ20行目から150ページ9行目まで, 150ページ14行目から151ページ9行目まで, 151ページ13行目から152ページ16行目まで, 152ページ23行目から154ページ27行

目まで， 155 ページ 5 行目から 157 ページ 20 行目まで， 157 ページ 25 行目から 160 ページ 7 行目まで， 160 ページ 11 行目から 161 ページ 14 行目まで， 161 ページ 19 行目から 163 ページ 11 行目まで， 163 ページ 19 行目から 165 ページ 18 行目まで， 165 ページ 24 行目から 166 ページ 18 行目まで， 167 ページ 1 行目から 168 ページ 9 行目まで， 168 ページ 14 行目から 170 ページ 17 行目まで， 170 ページ 22 行目から 171 ページ 21 行目まで並びに 171 ページ 27 行目から 173 ページ 2 行目まで

2 開示すべき部分

14 ページ 16 行目から 20 行目まで， 16 ページ 23 行目から 17 ページ 23 行目まで， 19 ページ 23 行目から 27 行目 11 文字目まで， 20 ページ 8 行目から 10 行目 11 文字目まで， 20 ページ 16 行目から 19 行目 10 文字目まで， 21 ページ 21 行目から 23 ページ 3 行目まで， 23 ページ 5 行目から 17 行目まで， 24 ページ 4 行目から 5 行目 6 文字目まで， 24 ページ 7 行目 8 文字目から 26 文字目まで， 24 ページ 14 行目から 23 行目 1 文字目まで， 24 ページ 26 行目から 25 ページ 7 行目まで， 25 ページ 10 行目から 16 行目 9 文字目まで， 27 ページ 27 行目から 28 ページ 17 行目まで， 29 ページ 8 行目から 31 ページ 7 行目まで， 31 ページ 18 行目から 33 ページ 4 行目まで， 33 ページ 12 行目から 34 ページ 14 行目まで， 34 ページ 16 行目から 35 ページ 19 行目まで及び 60 ページ 21 行目から 61 ページ 7 行目まで